

# 令和6年度4月 出生前申請に係る同意書

<input type="checkbox"/>	令和6年度4月利用調整の対象となるのは、 <u>令和6年3月4日(月)までが出生予定日</u> の児童です。
<input type="checkbox"/>	実際の利用は、出生日の翌日から57日目になります。
<input type="checkbox"/>	利用可能な施設は、受入年齢が57日目からの施設のみです。
<input type="checkbox"/>	出生後はすみやかに保育幼稚園課に「支給認定変更申請書・申請内容変更届出書」と「母子健康手帳の出生届出済証明のコピー」を提出してください。
<input type="checkbox"/>	出生後に下記①～③いずれかに該当する場合は、内定していても、令和6年4月からの利用ができません。令和6年3月31日(日)までに保育幼稚園課に内定辞退届の提出が必要です。  ① 実際の出生日が令和6年3月4日(月)以降となった場合 ② 出生後の手続きが令和6年3月31日(日)までに完了していない場合 ③ 出生後の健康状態により集団生活が困難と判断された場合
<input type="checkbox"/>	出生前児童を含む2人以上の内定が同時に出た場合で、上記の理由などにより出生前児童の内定辞退があった場合、出生前児童以外の内定施設は変更できません。
<input type="checkbox"/>	育休（産休）中の上の子と出生前児童が同時に申請し、上の子だけが内定した場合または、上記の理由などにより出生前児童の内定辞退があった場合は、令和6年5月10日（金）までに復職ができなければ、上の子の内定は取り消しとなります。令和6年3月31日(日)までに保育幼稚園課に内定辞退届の提出が必要です。

確認欄にチェックのうえ、署名をしてください。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_